

社会的養護下にある子どもの権利擁護について

1 児童福祉法改正の概要

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。

都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

主な関係部分については以下のとおり（2022年6月15日付厚生労働省子ども家庭局長通知から抜粋。）。

（1）子どもの権利擁護の環境整備（義務）【新規】

都道府県の業務として、入所措置等その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うものとした。（第11条第1項第2号リ関係）

（2）意見聴取等の措置（義務）

都道府県知事又は児童相談所長は、児童に入所措置等を採用する場合又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合等においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して入所措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとらなければならないものとした。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、児童に入所措置等を採用し、又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置への変更等を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならないものとした。（第33条の3の3関係）

（3）意見表明等支援（アドボケイト）（努力義務）【新規】

都道府県又は市町村は、意見表明支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないものとした。（第33条の6の2関係）

- ※ 意見表明支援事業：入所措置や処遇等に係る児童の意見または意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取等の方法により把握・勘案して児童相談所との連絡調整等の支援を行う事業

2 愛知県社会的養護下にある子どもの権利擁護に関する検討会

(1) 目的

- ・社会的養護下にある子どもの権利擁護に関する体制整備
- ・子どもの意見表明等を支援するための事業（アドボケイト）の具体的なあり方等について専門的見地からの意見を聞く

(2) 構成員

氏名	所属	職
永田 雅子 ○	名古屋大学心の発達支援研究実践センター	センター長
野尻 紀恵	日本福祉大学社会福祉学部	学部長
粕田 陽子	薫風法律事務所	弁護士
奥田 陸子	一般社団法人子どもアドボカシーセンターNAGOYA	代表理事
柴田 寿子	愛知県里親会連合会	会長
都築 昭彦	社会福祉法人相和福祉会児童養護施設風の色	施設長
杉本 一正	愛知県一宮児童相談センター	センター長

○=座長

(3) 開催状況

第1回：7月4日（月） 第2回：10月7日（金） 第3回：2月3日（金）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見・意向表明を受け止める体制の構築を図るための事業として実施する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

【拡充内容】

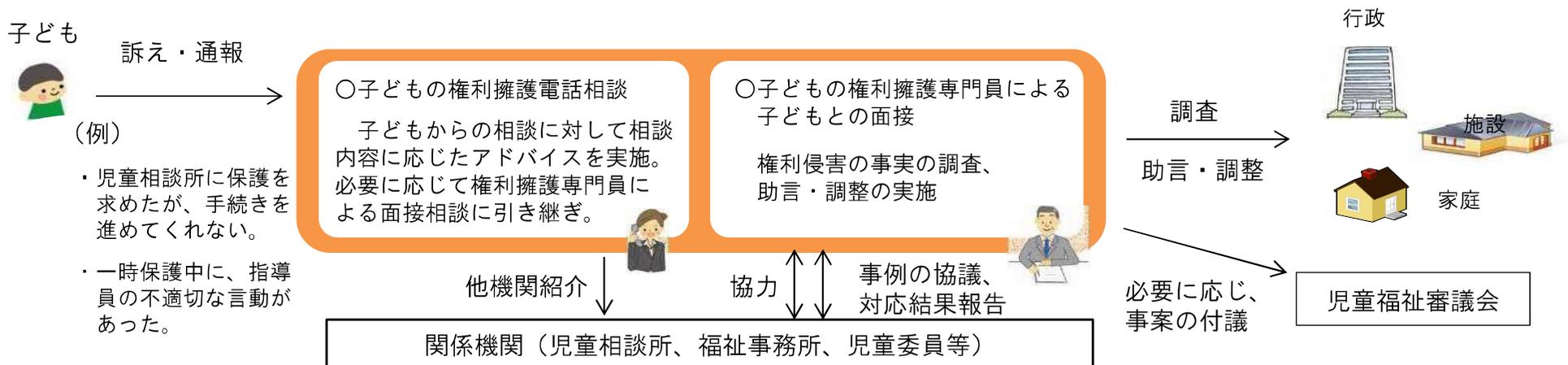
今後施行される予定の意見聴取等措置の義務化により、児童相談所設置市に限らず、福祉事務所設置市町村などでも意見表明等支援について体制整備を進めていく必要があることから、対象を一般市町村まで拡充する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村《**拡充**》

【補助基準額】 1自治体当たり：10,000千円

【補助率】 国：9/10、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村：1/10

<取組の一例>



全国的に子どもの権利擁護に係る体制の構築を進めるため、多様な仕組みの実施を支援
※本事業では自治体に報告書の提出を求めており、市町村も含めた多くの事例の報告書を横展開する事により都道府県での事業実施にもつなげる。また、都道府県と市町村との連携を促し、都道府県の実施も促進できる効果を期待。